

社会福祉法人ひまわり会 役員等退職慰労金規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下、「当法人」という。）の理事及び監事（以下、「役員等」という。）に対する退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給対象)

第2条 役員等が退任した場合には、その者（本人が死亡した時はその遺族）に、第3条に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の額)

第3条 常勤の役員等に対する退職慰労金は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合計して得た額とする。

退任時の月報酬額×在任年数×係数

役位	係数
理事長	3.0
その他理事	2.5

2 退職慰労金の支給額は、前各項の規定により計算したうえで、理事会及び評議員会で議決し、決定する。

(役位別在任年数)

第4条 役位別在任年数は、就任の月から退任の月までとし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子の順位とする。なお、当該者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(支給減額及び停止)

第6条 退職役員で、在任中に当法人に対し特に重大な損害を与えた者には、支給額を

減額または停止することができる。

- 2 当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、あるいは支給額を減額または停止することができる。
- 3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(公表)

第7条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 本規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることができるができるものとする。

附 則 本規程は、令和3年4月1日より施行する。